明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（法務五）　一

〔告　示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務七二）　一
○日本国に帰化を許可する件（同七三）　一
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産四三一）　二
○高速自動車国道に関する件（国土交通二〇五、二〇六）　五
○道路に関する件（関東地方整備局九八、九九）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局四八～五〇）　六
○道路に関する件（中国地方整備局二六～二八）　六
○一級河川十勝川水系十勝川における河川予定地の変更に関する件（北海道開発局二〇）　六

〔国会事項〕
内閣　警察庁　六

〔人事異動〕
内閣　警察庁　六

〔叙位・叙勲〕
内閣　警察庁　七

〔皇室事項〕
官庁事項　七

〔官庁報告〕
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　八
国家試験
労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）　八

〔公　告〕
諸事項　九
官庁
財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、特定保険募集人の所在の確知等、大井口土地改良区役員の退任、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　一〇
会社その他　二九

省令

○法務省令第五号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十七条の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十日

法務大臣　齋藤　健

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第五十七条に規定する法務省令で定める日等） **第二十四条**　法第五十七条に規定する法務省令で定める日は、次に掲げる日とする。 一　［略］ 二　三十分以上矯正処遇として運動を行う日であって、刑事施設の長が、一週間につき三日の範囲内で定める日 2　［略］	（法第五十七条に規定する法務省令で定める日等） **第二十四条**　法第五十七条に規定する法務省令で定める日は、次に掲げる日とする。 一　［同上］ 二　戸外で矯正処遇として運動競技を行う日 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。